

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（仮称） 骨子イメージ（案）

【前提となる状況等】

《社会を取り巻く状況等》

- ・ 人生100年時代、Society5.0の到来、DXの急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応など、社会が急速な変化を続けており、予測困難な時代を迎えている。
- ・ さらに、このような時代において、持続可能で安心・安全に暮らせる社会を実現していくためには、年代、性別、国籍、障害の有無などを問わず困難な立場に置かれている者の社会的包摂の実現を推進することが必要。
- ・ 社会の構造的な変容に対応するために、学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が増大。特に、社会的な課題の解決に向けて生活基盤を確かなものとする上で「学校教育以外の学び」の重要性が再認識されている。
- ・ 学校教育においても、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、学校と地域住民等が、連携・協働し、相互にパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要とされている。
- ・ 各省庁の政策的動向に共通してみられる傾向として、国民の生活基盤である「地域コミュニティ」に着目した施策（福祉・農村振興・防災等）が展開されている。

《中央教育審議会における審議等》

- ・ 第10期では「命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現」を目指し、社会的包摂を実現するための生涯学習・社会教育の在り方等について審議し、「議論の整理」をとりまとめ。
- ・ 次期教育振興基本計画の策定に向け、中央教育審議会への諮問文（以下「諮問文」という）において「学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくり」が審議事項とされた。

（参考）「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。」（諮問文より）

※「生涯学習」とは、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習を意味する（令和2年度文部科学白書第3章より）。また、教育基本法第3条では、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されている。

※「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を意味する（社会教育法第2条）。社会教育の対象者は、幼児から高齢者までと多様であることに配慮が必要である。

【生涯学習・社会教育が果たしうる役割】

～より良く生きようとする一人一人の意思を尊重しながら、
共に学び、支えあう生涯学習・社会教育～

○生涯学習を通じたウェルビーイングの実現

- ・ウェルビーイングの実現を目指すに当たっては、一人一人が個性を持っているという多様性を認め合うことが前提として重要になる。ただし、個性や多様性を重視することを「そのままでもしなくて良い」ことであるかのように安易に解釈することなく、あくまで、人は皆より良く生きようという意思を持っているとの認識に立つとともに、それが等しく尊重され、その実現が図られるような社会を目指していくことが重要である。
- ・学びあう、教えあう、助け合う、励ましあうといった相互性に支えられながら、一人一人が主体的・持続的に学んでいくという生涯学習は、ウェルビーイングの実現、すなわち、よりよく生きること、その意欲を湧きあがらせること、その場を自らも一員として他者と共に形成していくことを実現していく上で、中核となるものである。
- ・このように、よりよく生きたいという意思を基本とした学びを保障できる生涯学習社会を実現することは、一人一人の人間力の向上、人格の形成を図ることを保障することにも繋がるものである。
- ・生涯学習を通じてウェルビーイングの実現を図るに当たっては、学校教育以外の学びの機会の充実が必要不可欠。特に、社会の変化に対応して必要となるリテラシーの習得、職業に関連するリスキングなどの一般的な意味でのリカレント教育にとどまらず、自己実現を図る上で必要となる学習等も含めた広い意味でのリカレント教育を、個々人のニーズに応じて受けられる機会の充実を図ることが重要である。
- ・生涯学習社会の基盤となるのは、個人の成長のみならず、地域社会の発展も含めたウェルビーイングの実現を支える地域コミュニティである。個人を支える場と場を支える個人の相互作用の循環が重要である。
- ・誰一人として取り残さない社会的包摂の実現とそれを支える地域づくりとの一体的な推進の役割を果たしていく視点から、社会教育行政に関わる人材や施設等の役割の明確化が必要である。

※「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月教育再生実行会議）では、「ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。」とされている。

※「リカレント教育」とは、決まった定義はないものの、一般的には、社会人等を対象とした職業能力等の向上や社会参画に必要な実践的な教育を意味するものと言われており、人生100年時代の到来や技術革新の進展等の中では、一人ひとりが人生を再設計し、キャリアアップやキャリアチェンジに求められる能力・スキルを身に付けるために重要なものとなっている。

○社会的包摂の実現を図る役割

- ・共生社会とは、様々な他者を尊重することを含めた自他の適切な関係性の下で、それぞれの自己の生き方の実現を共に図っていく、いわば「「生きる」を共にする」ような社会。
- ・社会教育は、歴史的には立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしていた。
- ・特に障害者に関しては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、いわゆる合理的配慮が求められている。こうした合理的配慮がなされることは、例えば、アクセシビリティに関して、当初から包括的に配慮した対応をすることが、障害のない者にとっての利便性の向上にも資するなど、あらゆる人にメリットをもたらすことに繋がりうるものであることを踏まえ、その一層の推進を図ることが重要である。
- ・例えば、社会参加に制約のある高齢者、障害者、外国人、孤独・孤立の状況にある者などを含め、誰一人として取り残されることのない社会的包摂の実現に向け、関係機関との連携やICTの利用により、必要な学習の機会を提供することが重要。
- ・特に、デジタル社会においてデジタル・ディバイドの解消は喫緊の課題。
- ・社会的参加に制約のある者向けの学習機会の充実を図るのみならず、内容に応じて、それ以外の者も含め、共に学ぶことができる場の充実や環境の整備を図ることも重要。

○地域コミュニティの基盤としての役割

- ・ウェルビーイングの実現のためには、個人の成長だけでなく、それを支える場づくりもターゲットにすることが、持続性のためにも重要。
- ・社会教育行政は、個人の教養の向上や生活文化の振興のみならず、人々の生活基盤を形成する「学び」の実践を核とした地域づくりのための営みという性格を強く持っており、一般行政の基盤ともなる社会基盤形成の役割を担ってきた。
- ・福祉、防災、農山漁村振興等、様々な分野において地域コミュニティに着目した施策展開がなされており、いずれも地域住民の「学び」が重要な役割を担うことから、関連施策と連携しながら地域づくりに資する社会教育の振興方策を講ずることが重要。その際、他施策の手段としての連携にとどまらず、生涯学習社会の実現に向けて関連施策を主導する視点が重要。
- ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画することは、**社会に開かれた教育課程の実現を図る各学校**の教育課程の改善・充実など効果的な学校運営につながるとともに、参画する者のそれまでの学びを活かせる場ともなり、学校を核とした地域づくりにもつながる。その上で、両者を一体的に推進することは、学校教育のためのものとしてだけでなく、子供やその親である若い世代の者が地域コミュニティに参画し、社会教育との繋がりを持つようになる上で重要な役割を果たすものととらえることが重要。

※北欧には、通常の学校制度の枠組み外の教育機関として「folk high-school」がある。通常1年制で入学資格はなく、芸術・スポーツ・人文科学等を通して、知識獲得のみならず人格形成を目的とする。修了時に学位や資格は授与されないが、後期中等教育修了後の入学者が多く、高等教育との間の橋渡しの存在となっている。

【今後の生涯学習・社会教育の振興方策】

○基本的な考え方の整理

次期教育振興基本計画等において、本分科会での議論を踏まえた生涯学習・社会教育の具体的な振興方策に関して、基本的な考え方を明確にする。その際、次の3点に特に留意する。

⇒生涯学習・社会教育の担当部局が「社会的包摂の実現」や「地域コミュニティ構築」に関連する他の行政担当部局やNPO等民間団体との連携・協力の促進を図る。

⇒デジタル化等の社会の変化を踏まえ、ICTの活用など取り組むべき課題について整理する。

⇒ ①国及び地方公共団体の生涯学習・社会教育担当部局、②社会教育施設、③社会教育主事・社会教育士その他の社会教育を担う主体がそれぞれ果たすべき役割を明確化する。

○各主体において取り組むべき施策

1) 国・地方公共団体が進めるべき取組

- ・国は、社会教育行政が地域の教育力を高め、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に資する社会的基盤としての役割を果たせるよう、振興方策の全体像の明確化や周知を図る。周知に当たっては、地方公共団体が地域の实情に応じて施策の優先付けができるよう、施策の具体的なイメージを示すなどの工夫を図る。
- ・文部科学省においては、関係局課の連携推進を含めた、生涯学習・社会教育の振興体制の強化に加え、他省庁との連携協力体制を確立する。
- ・都道府県は、域内市町村の実態を把握し、関係部局と連携しつつ、市町村のネットワーク化の支援や研修等を実施する。市町村は、地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に向けた取組を地域住民の学習活動の支援を通じて推進する。
- ・教育委員会は、生涯学習社会の実現に向け、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関する施策を中心として、首長部局とも積極的に連携を図る。

2) 公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・デジタル基盤の強化によって、社会参加に制約のある人の学習機会の充実を図るとともに、デジタル・デバイド解消など社会的包摂に関連する公民館講座を推進する。その際、単にデバイスの操作スキルにとどまらず、多くの情報から正しい情報を適切に取捨選択できる資質を身に付けるなどの側面にも配慮する。

※共に学べる場の例として、那覇市若狭公民館や秋田県生涯学習センターでは、災害時の避難所を想定した防災に関する取組を実施しており、障害のある方もない方も共に参画している。

- ・図書館のデジタル化を図り、学習者の更なる自主的な学習を支援できるよう情報サービスの充実等を図る。

- ・地域課題解決のための学びをICTを活用して幅広く実施し、それを通じた地域のつながりづくり、地域人材の育成等を推進する。
- ・障害者の生涯学習の支援や子どもの貧困等に対応した活動の充実、多様性の包摂や多世代の交流の促進等を図るため、社会教育施設において「自前主義」から脱却し、学校教育や福祉部局等との連携を一層推進する。
- ・コミュニティ拠点機能の強化を図る（関連施設・施策との連携、公民館への社会教育士の配置等）。その際、デジタル化が進展する社会において、リアルに集うことができる場としての役割を重視する。

《推進方策》

- ・地域の教育力向上を図るにあたり、社会的包摂や地域課題解決に社会教育施設が果たすべき役割を明確化する（基準での明示等）。
- ・学校や公民館、図書館等の複合化・集約化などにより、地域コミュニティ全体の連携機能を強化する。
- ・社会教育施設のデジタル基盤の強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備への支援等）を推進する。

3) 社会教育主事、社会教育士等の社会教育人材の一層の活用

- ・「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組についてもけん引することが社会教育主事に期待される役割であることから、地域における課題に応じた関連部局・団体や関連施策との連携・調整役として社会教育主事の配置を促進する。
- ・地域の教育力向上による地域コミュニティ構築に資する取組を推進するため、その専門人材となりうる社会教育士のさらなる活用を促進する（公民館への配置促進、称号保有者のネットワーク化等による活用促進等）。

《推進方策》

- ・地域住民の学習支援に必要なICTスキルや、社会的包摂を前提とした地域づくりに資する能力の育成を図る（研修や事例展開等）。
- ・社会教育人材の在り方についての検討が更に求められることから、社会教育士の役割の明確化、高まる養成ニーズへの対応、称号付与要件等の検討を継続する。

○今後重点的に取り組むべき施策

1) 障害者の生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けた上で、障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進。
- ・ 障害者の生涯学習の充実に向けて、①社会教育施設や民間団体での取組を促進するほか、②例えば障害者向けの公開講座や履修証明プログラムの開発をはじめ、通信教育の活用など、大学や専門学校等における学習機会の充実、③特別支援学校での教育課程における生涯学習の意欲向上に向けた取組の充実、卒業後の学びの場の整備状況を踏まえた進路指導の改善充実など、学びの場・機会の拡充を推進。
- ・ 社会教育施設等における取組の充実に図るために、地域の関係機関によるコンソーシアムを形成するなど、関係者との連携構築等を図る取組を推進。
- ・ また、障害者は、学校に通う段階を終えて社会への本格的な参画へと移行する段階で困難に直面することが多いことを踏まえつつ、その円滑化を図る視点も重視する。
- ・ 上記の取組をはじめとして、好事例の横展開を図る。

2) 地域と学校の連携・協働の推進

- ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進することは、コミュニティ・スクールが地域とともにある学校づくりに資するだけでなく、いじめや不登校等の子供たちを取り巻く様々な課題の解決に資するとともに、地域の課題解決のためのプラットフォームとしての役割も担うことについて理解を促進する。
- ・ コミュニティ・スクールの導入促進と併せて、地域学校協働活動推進員の配置や多様な地域住民の参画を進めることにより、①学校と地域との連携・協働を通じた教育活動の充実や学校における働き方改革などに資する効果的な学校運営や、②子供たちや地域の課題に対応した多様な教育活動を推進する。
- ・ 上記の取組を含め、高等教育を含む学校教育・社会教育と地域コミュニティとの関係について、好事例の横展開を図る。

3) リカレント教育の推進

- ・ 個々人それぞれのニーズに応じて必要なリテラシーやスキル等を身に付け、更に伸ばしていきけるよう、①大学等におけるリカレント教育のプログラムの開発・充実に図るとともに、②知識の習得にはMOOCやLMSを活用することなどにより、対面の授業における課題解決に向けた議論等の一層の充実に図ったり、③社会人がより受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫を促進することで受講者の負担軽減を図ったりするなどの取組を促進する。
- ・ リカレント教育のポータルサイトにおける検索等の利便性の向上や関連サイトとの連携強化を図るほか、公民館等における学習活動との関連等を含め、必要な情報の発信の更なる充実に図る。
- ・ リカレント教育を受けやすい職場環境の改善や、リカレント教育で学んだ成果が処遇などにおいて適切に評価されるような経営の促進が図られるよう、厚生労働省・経済産業省との連携を進める。